

地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年総務省令第二十六号） 新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）
 本則による改正（地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号））（抄）

<p>改正後</p>	<p>附則</p> <p>（政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等）</p> <p>第六条 略</p> <p>2～76 略</p> <p>77 法附則第十五条第四十四項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十条の二第一項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち企業主導型保育事業の運営費に係る補助とする。</p> <p>（政令附則第十六条の二の八第一項の施設等）</p> <p>第十二条の三 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 法附則第三十三条第六項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、子ども・子育て支援法第五十九条の二第一項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち企業主導型保育事業の運営費に係る補助とする。</p>
<p>改正前</p>	<p>附則</p> <p>（政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等）</p> <p>第六条 略</p> <p>2～76 略</p> <p>（政令附則第十六条の二の八第一項の施設等）</p> <p>第十二条の三 略</p> <p>2～3 略</p>